

# 相模原市の商業

平成 26 年商業統計調査結果報告書

相模原市

# はしがき

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにするため、統計法に基づく基幹統計として行われている経済産業省所管の調査で、昭和 27 年に第 1 回調査が実施されて以来、今回で通算 28 回目の調査となります。

この報告書は、平成 26 年 7 月 1 日現在で卸売業・小売業を営む事業所を対象に全国一斉に実施した平成 26 年商業統計調査(平成 26 年経済センサス-基礎調査と同時調査)の結果をもとに、本市における商業事業所の卸売業・小売業別、業種別、規模別、業態別、地域別などの分布を把握することを目的として編集したものです。

本書が、相模原市の商業活動の現状及び動向を知る一助となり、学術研究や企業活動、行政の施策推進の基礎資料として多くの皆様にご活用いただければ幸いです。

最後に、今回の調査の実施にあたり、御協力いただいた商業事業所の皆様をはじめ、調査に従事されました関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 9 月

相模原市長 加山俊夫

# 目 次

調査の概要.....	1
利用上の注意.....	3
業態分類表.....	10
結果の概要.....	11
1 概況.....	11
2 全国、神奈川県及び近隣市町村との比較.....	11
3 開設年別事業所数と開廃業状況.....	14
4 商品分類番号別年間商品販売額.....	14
5 雇用形態.....	16
卸売業の現状と動向.....	18
1 概要.....	18
2 規模別の状況.....	20
3 法人・個人別の状況.....	21
小売業の現状と動向.....	22
1 概要.....	22
2 規模別の状況.....	26
3 法人・個人別の状況.....	29
4 販売効率.....	29
5 業態別の状況.....	31
地区別の現状と動向.....	33
1 地区別.....	33
2 町別の状況.....	35
商業集積地区の現状と動向.....	40
1 概況.....	40
2 商業集積地区別の状況.....	40
 統計表	
1 産業細分類別 事業所数、従業者数、年間商品販売額、その他収入額、年初商品手持額、 年末商品手持額及び売場面積.....	44
2 産業小分類別 従業者規模別 事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積.....	76
3 産業小分類別 年間商品販売額規模別 事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場 面積.....	92
4 産業小分類別 売場面積規模別 事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積 (小売業).....	116
5 産業小分類別 開設時期別 事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積.....	132
6 産業小分類別 法人・個人別 事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積.....	164
7 地区別 産業中分類別 事業所数(従業者規模別 経營業態別) 従業者数、売場面積、 年間商品販売額、その他の収入額、年初商品手持額及び年末商品手持額.....	172
8 町丁字別 卸売業・小売業別 事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積.....	186
9 商業集積地区の地域別 産業小分類別 事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場 面積.....	192
 付録・調査票	
調査票A(調査員調査用)	
調査票B(調査員調査用)	
調査票C企業調査票(本社等一括調査用)	
調査票C事業所調査票(本社等一括調査用)	

# 調査の概要

## 1 調査の目的

商業統計調査は、全国の商業事業所の分布状況や販売活動など、商業の実態を明らかにすることを目的としています。

## 2 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく経済産業省所管の「基幹統計調査」として、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）に基づき実施しました。

## 3 調査の期日

平成 26 年商業統計調査は、平成 26 年 7 月 1 日現在を調査期日として、総務省所管の平成 26 年経済センサス-基礎調査との同時調査（一体的）により実施されました。

調査年次及び調査期日等は次のとおりです。

調査年次	調査期日	調査種別	調査年次	調査期日	調査種別
昭和 27 年	9 月 1 日	卸売・小売業・飲食店	昭和 57 年	6 月 1 日	卸売・小売業・飲食店
昭和 29 年	9 月 1 日	卸売・小売業・飲食店	昭和 60 年	5 月 1 日	卸売・小売業
昭和 31 年	7 月 1 日	卸売・小売業・飲食店	昭和 61 年	10 月 1 日	一般飲食店
昭和 33 年	7 月 1 日	卸売・小売業・飲食店	昭和 63 年	6 月 1 日	卸売・小売業
昭和 35 年	6 月 1 日	卸売・小売業・飲食店	平成元年	10 月 1 日	一般飲食店
昭和 37 年	7 月 1 日	卸売・小売業・飲食店	平成 3 年	7 月 1 日	卸売・小売業
昭和 39 年	7 月 1 日	卸売・小売業・飲食店	平成 4 年	10 月 1 日	一般飲食店
昭和 41 年	7 月 1 日	卸売・小売業・飲食店	平成 6 年	7 月 1 日	卸売・小売業
昭和 43 年	7 月 1 日	卸売・小売業・飲食店	平成 9 年	6 月 1 日	卸売・小売業
昭和 45 年	6 月 1 日	卸売・小売業・飲食店	平成 11 年	7 月 1 日	卸売・小売業(簡易調査)
昭和 47 年	5 月 1 日	卸売・小売業・飲食店	平成 14 年	6 月 1 日	卸売・小売業
昭和 49 年	5 月 1 日	卸売・小売業・飲食店	平成 16 年	6 月 1 日	卸売・小売業(簡易調査)
昭和 51 年	5 月 1 日	卸売・小売業・飲食店	平成 19 年	6 月 1 日	卸売・小売業
昭和 54 年	6 月 1 日	卸売・小売業・飲食店	平成 26 年	7 月 1 日	卸売・小売業

平成 26 年調査は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）の第 12 回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成 19 年調査の数値とは接続しません。

## 4 調査の範囲

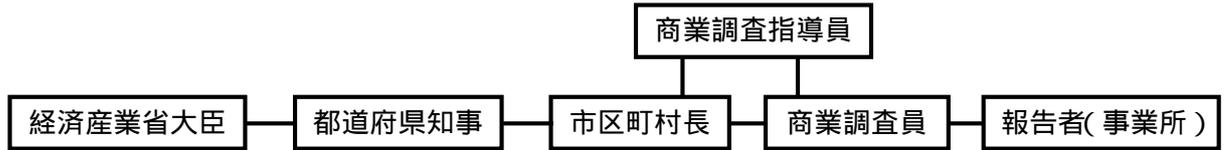
日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる「大分類Ⅰ - 卸売業，小売業」に属する全国の民営事業所を対象としました。調査対象には、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も含まれています。

なお、調査期日に休業中若しくは清算中、又は季節営業であっても専従者がいる事業所は対象としました。

## 5 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査方法及び調査経路は以下の（１）（２）によります。

- （１）報告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する又はオンライン提出による調査員調査方式



(2) 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省へ郵送又はオンラインにより提出する本社等一括調査方式



## 6 調査事項

巻末の調査票の内容により実施しました。

# 利用上の注意

## 1 主な用語の解説

### (1) 事業所（商業事業所）

原則として、一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

### (2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

ア 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

イ 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

ウ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所

エ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務を行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。

オ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とします。

カ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）

一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

### (3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

ア 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

イ 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

ウ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。

ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類R - サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしません。

エ 製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局などが製造小売事業所となります。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類されます。

オ ガソリンスタンド

カ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・イ

インターネット販売の事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所  
キ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営  
されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

(4) 従業者及び就業者

平成 26 年 7 月 1 日現在で当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就  
業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨  
時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」を除いたものをいいます。

ア 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をい  
います。

イ 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事  
を手伝っている者をいいます。

ウ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている  
者をいいます。

エ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者  
で次のいずれかに該当する者をいいます。

(ア) 期間を定めずに雇用されている者

(イ) 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者

(ウ) 平成 26 年の 5 月、6 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用された者

オ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で 1 か月以内の期間を定めて雇用されて  
いる者や日々雇用されている者をいいます。

カ 「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をい  
います。

キ 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者  
のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいいます。

ク 「パート・アルバイトなどの 8 時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従  
業者について平均的な 1 日当たりの労働時間である 8 時間に換算したものです。

(5) 年間商品販売額

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品  
の販売額のため、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、  
切手などの有価証券の販売額は含めません。

(6) その他の収入額

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 1 年間の商品販売に関する修理料及び  
仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売  
額）以外の事業による収入額を合計したものです。

(7) セルフサービス方式（小売業のみ）

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは売場面積の 50%以上でセル  
フサービス方式を行い、以下の 3 条件を兼ね備えている事業所をいいます。

ア 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること。

イ 店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由  
に商品を選び取れるようなシステムをとっていること。

ウ 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払い

を行うシステムになっていること。

(8) 売場面積 (小売業のみ)

平成 26 年 7 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積 (食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗 (テナント) 分は除く) をいいます。

ただし、牛乳小売業 (宅配専門)、自動車 (新車・中古) 小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリスタンド、新聞小売業 (宅配専門) の事業所については売場面積の調査を行っていません。

(9) 年初及び年末商品手持額 (法人事業所のみ)

企業全体の事業所における平成 25 年年初及び年末現在に、販売目的で保有しているすべての手持商品額 (仕入時の原価による) をいいます。

(10) 年間商品仕入額 (法人事業所のみ)

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 1 年間の企業全体の事業所における企業外からの商品の仕入額をいうため、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動を行った取引額は除きます。

ただし、国外にある自企業の支店より輸入した場合は仕入額に含みます。

(11) 販売方法

ア 「現金販売」とは、現金で商品を販売した場合をいいます。なお、小切手、商品券、プリペイドカード、デビットカードによる販売も含めます。

イ 「電子マネーによる販売」とは、非接触型 IC カードで利用前にチャージを行うプリペイド方式により販売したものをいいます。

ウ 「クレジットカードによる販売」とは、信販会社等の提供する「クレジットカード」の利用により、商品をクレジット販売した場合をいいます。

エ 「掛売・その他」とは、上記の「クレジットカードによる販売」以外の信用販売をいいます。

(12) 商品販売形態 (小売業のみ)

ア 「店頭販売」とは、店頭で商品を販売した場合をいいます。なお、ご用聞き及び移動販売も含めます。

イ 「訪問販売」とは訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいいます。

ウ 「通信・カタログ販売」とは、カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いて宣伝を行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいいます。

エ 「インターネット販売」とは、インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいいます。

オ 「自動販売機による販売」とは、事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいいます。

カ 「その他」とは、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいいます。

(13) 来客者駐車場及び収容台数 (小売業のみ)

平成 26 年 7 月 1 日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいいます。なお、ガソリスタンドについてはこの調査を行っていません。

ア 「専用駐車場」とは、自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客

用の駐車場をいいます。

イ 「共用駐車場」とは、他の事業所等と共同で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいいます。

ウ 「収容台数」とは、満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではありません。

(14) チェーン組織（小売業のみ）

ア 「フランチャイズ・チェーン加盟事業所」とは、事業所（フランチャイジー）が、他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に加盟契約を結び、フランチャイザーの商標や経営ノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいいます。

イ 「ボランティア・チェーン加盟事業所」とは、同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいいます。

ウ 「いずれにも加盟していない事業所」とは、上記に含まれない事業所で、レギュラー・チェーン、（直営店）、自動車メーカー特約店、家電メーカーの販売店等をいいます。

(15) 大規模小売店舗

大規模小売店舗とは、「大規模店舗立地法（平成10年法律第91号）」の規定に基づく、一つの建物内の小売業（飲食店を除く。）を営む事業所の売場面積が1,000㎡以上の店舗をいいます。

2 産業分類の格付け

産業分類とは、事業所がどの業種にあたるのかを示すもので、1事業所に1産業分類が対応しています。原則として日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）により、商品分類番号から格付け（決定）します。

(1) 一般的な産業分類の格付け方法

ア 取扱商品が単品の場合は、商品分類番号5桁のうち上位4桁の分類番号で細分類を格付けします。

イ 取扱商品が複数の場合は、商品分類番号上位2桁の卸売品目（51～55）と小売品目（57～60）でいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業に決定します。

ウ 産業分類の格付けについては、商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類（2桁分類）を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁と順に分類し、産業細分類（4桁分類）を格付けします。

(2) 特殊な産業格付け方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業員が常時100人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けします。

ア 卸売業

(ア) 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表 -1 の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所をいいます。

(イ) 「5019 その他の各種商品卸売業」

表 -1 の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売総額50%未満で、従業者が100人未満の事業所をいいます。

なお、上記、(ア)(イ)について、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「536 再生資源卸売業」のみ、または、消費財の品目が「559 他に分類されない卸売業」のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとします。

表 -1 財別と産業分類

財別	小分類	産業分類名
生産財	511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資本財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消費財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

(ウ) 「5598 代理商、仲立業」

「卸売販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商、仲立業」に格付けします。

イ 小売業

(ア) 「5611 百貨店、総合スーパー」

表 -2 の衣（中分類57）、食（中分類58）、住（中分類59、60）にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいいます。

(イ) 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表 -2 の衣（中分類57）、食（中分類58）、住（中分類59、60）にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいいます。

表 -2 「衣」、「食」及び「住」と産業分類

衣・食・住別	中分類別	産業分類
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
住	59	機械器具小売業
	60	その他小売業

(ウ) 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、表 -3 の小分類「582～589」までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれもが「飲食料品小売販売額」の50%に満たない事業所をいいます。

表 -3 飲食料品小売業に関する産業分類

産業分類	小分類	産業分類名
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

(エ) 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいいます。

(オ) 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、「60321 一般用医薬品」を小売している事業所をいいます。

(カ) 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で「60211 金物」、「60221 荒物」、「60421 苗・種子」のいずれかを小売している事業所をいいます。

(キ) 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「60921 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいいます。

(ク) 「61 無店舗小売業」

販売形態の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいいます。

3 その他

(1) 記号及び注記

統計表中の記号は次のとおりとします。

「-」……………該当数値がないもの

「0」及び「0.0」……四捨五入による単位未満のもの

「 」……………マイナス

「X」……………事業所数が1又は2に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所です。また、事業所数が3以上に関する数値であっても、前後の関係等から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿を行っています。ただし、事業所数、就業者数、従業者数についての秘匿は行っていません。

(2)本文中及び統計表中の構成比、年間商品販売額、年初商品手持額、年末商品手持額、その他の収入額等においては、四捨五入を原則としましたので、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。

(3)平成26年調査は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設計の大幅変更に伴い、前回実施の平成19年調査の数値とは接続しないため、比較は行っておりません。

概要において「平成24年」の数値は「平成24年経済センサス-活動調査」の結果で、集計対象範囲の違いがあるため、参考値として掲載しています。

(4)「不詳」とは、当該項目について調査をしていないことを表しています。

(5)「個人事業所」には「法人ではない団体」を含みます。

(6)この報告書の数値は、経済産業省が公表する数値と相違する場合があります。

## 別表

## 業態分類表

区分	セルフ方式 (注1)	取扱商品(注2)	売場面積	営業時間	備考
1. 百貨店	×	産業分類「561百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所	3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		産業分類「561百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、他(=住)にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。
(1)大型百貨店					
(2)その他の百貨店		3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)			
2. 総合スーパー			3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
(1)大型総合スーパー					
(3)中型総合スーパー					
3. 専門スーパー			250㎡以上		
(1)衣料品スーパー					
(2)食料品スーパー					
(3)住関連スーパー					
うちホームセンター(注4)		住関連スーパーのうち「60211 金物」+「60221 荒物」+「60421 苗・種子」が0%を超え70%未満			
4. コンビニエンスストア		飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	「飲食料品」とは、商品分類番号の上位2桁が58のものをいう。 産業分類「5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店				終日営業	
5. 広義ドラッグストア		以下のいずれかに該当する事業所 ・産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所 ・「603 医薬品・化粧品」を小売販売額全体の25%以上取扱い、かつ、「60321 一般医薬品を扱っている事業所			産業分類「6031ドラッグストア」とは、産業分類「603医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用しており、「60321 一般用医薬品」を取扱っている事業所をいう。
うちドラッグストア		産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所			
6. その他スーパー		2, 3, 4, 5以外のセルフ店			
うち各種商品取扱店(注3)					
7. 専門店	×				
(1)衣料品専門店					
(2)食料品専門店					
(3)住関連専門店		571, 572, 573, 574, 5791, 5792, 5793, 5799のいずれかが90%以上 582, 583, 584, 585, 586, 5892, 5893, 5894, 5895, 5896, 5897, 5898, 5899のいずれかが90%以上 5911, 5912, 5913, 5914, 592, 593, 601, 602, 6032, 6033, 6034, 604, 605, 606, 607, 6081, 6082, 6092, 6093, 6094, 6095, 6096, 6097, 6098, 6099のいずれかが90%以上			
8. 家電大型専門店	×	産業分類「5931機械器具小売業」又は「5932電気事務機械器具小売業」に格付けされた事業所	500㎡以上		
9. 中心店	×				
(1)衣料品中心店					
(2)食料品中心店					
(3)住関連中心店		衣が50%以上(1,7,8,11に該当する小売店を除く) 食が50%以上(1,7,8,11に該当する小売店を除く) 住が50%以上(1,7,8,11に該当する小売店を除く)			
10. その他の小売店	×	1.7.8.9.11以外の非セルフ店			
うち各種商品取扱店(注3)					
11. 無店舗販売(注5)	×	訪問販売+通信・カタログ販売+インターネット販売+自動販売機による販売が100%	0㎡		
うち通信・カタログ販売、インターネット販売		無店舗販売のうち、通信・カタログ販売+インターネット販売が80%以上			

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号である。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59,60)に分類して集計したものをいう。

(注3) 「各種商品取扱店」とは「569 その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストア及び広義ドラッグストアの定義に該当しない事業所であって、「6. その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「10. その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

(注4) 業態分類「うちホームセンター」に分類される条件と産業分類「6091ホームセンター」に格付けられる条件(以下に該当する事業所)は同一ではない。

・セルフサービス方式を採用し、売場面積500㎡以上で、商品分類「60211金物」、「60221荒物」及び「60421苗・種子」のいずれかを扱っている事業所

(注5) 産業分類「61無店舗小売業」とは、販売形態のうち店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいい、業態分類「11.無店舗販売」の事業所数等とは一致しない。